

◎新潟県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区切越字平 1305 から 1325 まで、1325 の子、1326 から 1329 まで、1329 の子、1330 から 1341 まで、1341 の子、1348 から 1366 まで、1367 の 1 から 1367 の 4 まで、1368、1370、1371、1372 の 1、1372 の 2、1373 の 1、1373 の 2、1374 から 1380 まで、1380 の子、1381 から 1388 まで、1388 の子、1389 の 1 から 1389 の 3 まで、1390 の 1、1391 の 1、1392、1392 の 1、1392 の 2、1393 の 1、1393 の 2、1394 の 1 から 1394 の 3 まで、1394 の 5、1394 の子、1396 の 1 から 1396 の 3 まで、1396 の子、1397 の 1 から 1397 の 3 まで、1398 から 1401 まで、1402 の 1、1405、1406、1407 の 1、1407 の 2、1408、1410 から 1418 まで、1419 の 1、1419 の 2、1420、1421 の 1、1421 の 2、1422 から 1426 まで、1426 の子、1427 から 1432 まで、1435、1436、1437 の 1、1437 の 2、1438、1439 の 1、1440 の 1、1441 から 1446 まで、1446 の 1、1447 から 1452 まで、1458、1459 の 1、1464 の 1、1465、1466、1467 の 1、1468 の 2、1469 の 1 から 1469 の 3 まで、字棚入 1547・1548 合併、1549、1550、1550 の子、1550 の丑、1551、1553 から 1573 まで、1574 の 1、1574 の 2、1575 から 1577 まで、1578 の 1、1578 の 2、1579 から 1584 まで、1584 の 2、1584 の 3、1585 から 1590 まで、1596、1596 の子、1601 から 1603 まで、1603 の子、1604、1604 の子、1605、1606、1609、1610 の 1、1611 の子、1611 の丑、1612、1612 の子、1614 から 1617 まで、1617 の 1、1618、1635 の 1、1636、1636 の子、1642 から 1651 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）